

高知市営住宅等の目的外使用に関する要領

平成26年9月1日制定
令和3年8月1日改正
令和3年12月1日改正
令和4年8月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等（以下「災害」という。）が発生し、若しくはその恐れがある場合、DV被害又は一時避難において、地方自治法第238条の4第7項（行政財産の目的外使用許可）、高知市財産条例及び高知市公有財産規則の規定に定めるもののほか、一時的な市営住宅等の使用を許可することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震、土砂災害、暴風雨、洪水その他異常な自然災害のほか火災、火災による水損等をいう。
- (2) DV被害 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）第28条の2に規定する関係にある相手から暴力を受けた場合であって、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
 - ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること。
 - エ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）において、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅について」（国住総第191号）に規定する別記様式1による確認がされていること。
- (3) 一時避難 一時的に海外から日本へ避難することであって、当該避難について国への確認ができたものをいう。
- (4) 被災者 高知市において、災害が発生し、若しくはその恐れがある場合、DV被害又は一時避難において、市からの避難指示等に基づく避難を行う者又は住宅に継続して居住することが困難であると市長が判断した者をいう。
- (5) 市営住宅等 市が管理する公営住宅、改良住宅及び共同施設をいう。

- (6) 一時使用 災害時，DV被害又は一時避難の緊急避難として市営住宅等を期間限定して使用することをいう。
- (7) ペット 犬や猫等で近隣住民に騒音，臭い，アレルギー等の迷惑を及ぼす恐れのあるものをいう。
- (8) 共益費等 高知市営住宅条例（以下「条例」という。）第25条の規定に相当する額のことをいう。

（一時使用の許可条件）

第3条 市長は，市営住宅等に公募による入居に支障がない適当な空き家があり，かつ，被災者が次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り，市の指定する空き家住宅の一時使用を許可することができる。ただし，国又は他の地方公共団体からの要請により，被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は，これらの要件を具備することを要しない。

- (1) 高知市内の現に居住していた住宅において災害が発生し，若しくはその恐れがある場合（故意又は重大な過失による場合を除く。），DV被害又は一時避難により居住が困難になった場合で，居住していた物件以外の住宅（特に住めない理由がある場合を除く。）を所有していない者であること。
- (2) ペットの飼育を行わない者であること。
- (3) 入居者（名義人）及び同居者が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（一時使用の許可申請）

第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者は，行政財産使用許可（更新）申請書（高知市公有財産規則第18条に規定する様式第4号をいう。）及び市営住宅使用料等減免（徴収猶予）申請書（高知市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第15条に規定する様式第17号をいう。）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし，国又は他の地方公共団体からの要請により，被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は，市長は必要書類の添付を免除することができる。

- (1) 被災の証明書（申請時に原本を提示すれば写しでよい。ただし，DV被害又は一時避難の場合は除く。）
- (2) 本人確認ができる書類（住民票，健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）
- (3) 申出書（様式第1号又は第1号の2）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（審査及びあっせん）

第5条 市長は，申請書類が提出された場合は速やかに審査し，使用を許可する場合は行政財産使用許可書を交付し，公募事務等に支障のない範囲で，被災者世帯の人員や世帯からの希望も勘案して，市営住宅等をあっせんするものとする。

（一時使用できる期間）

第6条 一時使用できる期間は，6か月を限度とする。ただし，市長がやむを得ないと認める場合は，行政財産使用許可（更新）申請書（高知市公有財産規則第18条に規定する様

式第4号をいう。)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 市長は、一時使用を許可するにあたり、当該市営住宅等の使用料は、高知市財産条例第8条第2号に基づき全額減免する。ただし、DV被害においてはこの限りでない。

(敷金の減免)

第8条 市長は、一時使用を許可するにあたり、当該市営住宅等の敷金の納付につき、条例第22条第5項の規定を準用し全額減免する。

(共益費等の費用負担義務)

第9条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するにあたり、当該住宅に係る共益費等を負担するものとする。

(条例等の遵守義務)

第10条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するにあたり、条例、規則及び許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し請求)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 条例及び規則等を遵守しないとき。
- (2) 許可条件を遵守しないとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(退去時の修繕費用)

第12条 退去時における市営住宅等の修繕費用は免除する。ただし、使用者が故意又は過失により住宅を滅失又は毀損したときは、市の指示に従い原状に回復するか、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の高知市営住宅等の目的外使用に関する要領の規定による様式は、改正後の要領の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。